

第7章 給水装置の工事検査

第1節 工事検査

【基準事項】

- 1 指定工事業者は、施行規程第7条の規定によりしゅん工検査を申請するときは、給水装置の工事の完了後、速やかに、申請しなければならない。(指定工事業者規程第16条第1項)
- 2 指定工事業者は、前項の検査の結果、管理者から当該工事の手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。
(指定工事業者規程第16条第2項)
- 3 管理者は、指定工事業者が施工した給水装置に関し、法第17条の規定による給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置の工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し第13条第1号の規定により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。
(指定工事業者規程第17条)

- 1 指定工事業者は、当該給水装置工事の内容並びに給水装置の構造及び材質の基準適合について説明できる主任技術者を立ち合わせ、引渡し前及びしゅん工後5日以内に工事の検査を受けること。
- 2 管理者は、完成配管図面等に基づき、屋内にて水栓の位置及び数の確認、当該給水装置を設置した室番等とメーター番号との照合、メーターの設置状態、水圧検査の適否、漏水及び無計量水栓の有無、給水装置の構造及び材質の基準適合等について特に留意し、確認、検査を行う。その際に、メーター及びメーター周辺の写真を給水装置申込書兼設計書に添付する。
- 3 工事の検査において、工事の施行、提出書類等に修正等の指摘事項があった場合は、「給水装置工事しゅん工検査申請書」〔施行規程様式第3号〕により処理する。この場合、指定工事業者は、10日以内に手直し等を行い適正に処理すること。
- 4 管理者は、給水装置の所有者及び使用者が、将来の維持管理を円滑かつ迅速に行えるよう、当該給水装置の給水装置番号を記載した「給水装置標識」〔施行規程様式第20号〕を、工事の検査時に管理者が指定した箇所に貼付する。

第2節 ^{かし} 瑕疵責任

【基準事項】

指定工事業者が施行した給水装置の工事で、当該給水装置の工事しゅん工後1年以内に破損したときは、施行者の費用で補修する。(施行規程第9条)

給水装置の工事は、当該装置ごとに施工方法が異なる受注工事であり、この装置の大部分は、地中又は壁中に埋設されるため、引き渡しの時点に、申込者又は請負建築業者等が、すべての装置について、瑕疵のないことを確認することは非常に困難な性質を有している。

このため、指定工事業者は給水装置の工事(受水槽以下の装置の工事を含む。)が完了し、申込者又は請負建築業者等に当該装置を引き渡した後において、自己の原因による瑕疵又はその瑕疵による損害が発生したときは、責任をもって速やかに当該瑕疵の補償又は損害の賠償を行うこと。

また、平素から迅速な対応を行うため、当該装置の引き渡し時には、所有者又は使用者が、緊急時等に速やかに連絡を取ることができる措置を講じるなど、万全な体制を設けるよう心がけなければならない。

第3節 提出書類

【基準事項】

給水装置の工事のしゅん工検査を受けようとする者は、給水装置工事しゅん工検査申請書(施行規程様式第3号)その他管理者が別に定める書類を提出しなければならない。(施行規程第6条)

1 オフセット平面図

「水道施設情報管理システム」の平面図等の更新、修正をするため、管理者が別に定める「しゅん工図作成基準」に準拠して作成する。

オフセットを必要とする箇所は次のとおりとする。

- ① 配水管からの取り出し位置、及び配水管の深さ
- ② 給水管の管種、口径
- ③ 止水栓、メーターの位置
- ④ 仕切弁、消火栓等の弁類の位置
- ⑤ その他配水管布設工事に準じた必要箇所

(1) 図面

ア マッピングシステムに入力されている図面の場合

(ア) 出図した縮尺200分の1の図面を利用して、オフセット作成をする。

(イ) 出図図面はオフセット作成時まで、担当者から受け取ること。

イ マッピングシステムに入力されていない図面の場合

(ア) 開発に伴うものは、開発図面の縮尺500分の1の地形図で作成する。

(イ) その他については、従来どおりとする。

(2) 家形図

ア 家形の2角を2点オフセットする。

イ 家形全体が作図できないときは、縮尺の入った建物図面等のコピーを添付する。

(3) 写真帳

幹線工事等で、管理者が必要と認めたとき。

(4) その他

給水装置工事しゅん工検査合格証明書〔要綱様式第3号〕を必要とするときは、地形図、幹線のオフセット図を各2部ずつ給水装置工事しゅん工検査合格証明書下付願〔要綱様式第2号〕申請の時までに提出すること。

